児童手当制度改正　申請手続き要否フローチャート

現在、八百津町から児童手当または特例給付を受給していますか？

勤務先から児童手当の支給を受けている公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

はい

大学生年代のお子様（※1）がおり、３人以上のきょうだいがいますか？

はい

申請必要
（裏面Aへ）

いいえ

申請不要（※3）

いいえ

別居の高校生年代以下のお子様（※2）を監護していますか？

はい

監護または生計を維持している大学生年代のお子様（※1）がいますか？

はい

申請必要
（裏面Cへ）

いいえ

申請必要
（裏面Eへ）

いいえ

高校生年代以下のお子様（※2）が同居していますか？

はい

監護または生計を維持している大学生年代のお子様（※1）がいますか？

はい

申請必要
（裏面Bへ）

いいえ

申請必要
（裏面Dへ）

※1　平成１４年４月２日生まれ～平成１８年４月１日生まれのお子様

※2　平成１８年４月２日以降に生まれたお子様

※3　**高校生年代のお子様がいる世帯や第３子以降のお子様がいる世帯、特例給付を受給している世帯**など、制度改正により増額対象となる場合は、**職権で増額**とし、額改定認定通知書を後日送付します。

手続きについて

表面A～Eの対象となる方に案内および各種書類を送付しております。
それぞれ下記の提出書類を別紙「児童手当の大切なお知らせ」に記載されている期限までにご提出ください。

▸申請対象者A

・監護相当・生計費の負担についての確認書

▸申請対象者B

・児童手当認定請求書
・監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上きょうだいがいる場合のみ必要）
・申請者（受給者）の健康保険証の写し
・申請者（受給者）の通帳またはキャッシュカードの写し

▸申請対象者C

・児童手当認定請求書
・別居監護申立書（八百津町外に住む高校生年代のお子様について記入してください）
・監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上きょうだいがいる場合のみ必要）
・申請者（受給者）の健康保険証の写し
・申請者（受給者）の通帳またはキャッシュカードの写し

▸申請対象者D

・児童手当認定請求書
・申請者（受給者）の健康保険証の写し
・申請者（受給者）の通帳またはキャッシュカードの写し

▸申請対象者E

・児童手当認定請求書
・別居監護申立書（八百津町外に住む高校生年代のお子様について記入してください）
・申請者（受給者）の健康保険証の写し
・申請者（受給者）の通帳またはキャッシュカードの写し

お問い合わせ

八百津町役場　町民課　保険年金係
電話　０５７４－４３－２１１１　内線　２１１５